

コア健康保険組合からのお知らせ

肩こりやスポーツ後の筋肉痛では 健康保険は使えません!



接骨院・整骨院の正しい利用をお願いします

最近なんだか肩がこるなあ…。

こんな理由で接骨院や整骨院を利用されている方はいませんか？

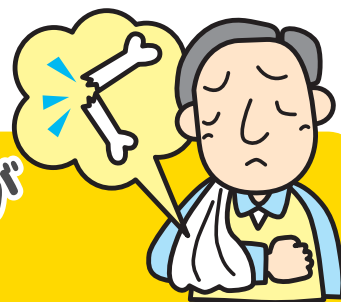
でも、このような場合は健康保険を使うことはできません。



使えない

健康保険は使えません。
全額自己負担です

- 日常生活の疲れや老化による肩こりや腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・ヘルニア・関節炎）からくる痛みやこり
- 特に症状の改善がみられない長期の施術
- 過去に負傷した部位が数年たって自然に痛み出したとき
- 脳疾患の後遺症等の慢性病
- 同時に医師の治療を受けているもの
- 業務上や通勤途上の負傷（労災保険の対象となります）



使える

整骨院・接骨院で健康保険が
使えるのはこの2つだけ!

1 脱臼・骨折（不全骨折を含む）

応急手当の場合は医師の同意は不要ですが、
応急手当後の施術には医師の同意が必要

2 急性・亜急性である外傷性の捻挫

打撲・肉離れ（挫傷を伴う場合を含む）

原因が内科的なものや単なる疲労によるものなどは対象外

接骨院や整骨院は病院と同じような感覚でとらえがちですが、接骨院や整骨院で「施術」を行っているのは柔道整復師という専門家で医師ではありません。これは健康保険の対象となる「医療」とは異なりますので「施術」にかかる費用は原則全額自費です。柔道整復師から健康保険の対象となる施術を受けた場合には健保組合から療養費が支給されます。療養費の支給は、いったん窓口で全額を支払い、あとで健康保険から自己負担分を除いた分を支払われるのが原則ですが、柔道整復師の施術にかかる療養費については、柔道整復師が被保険者の代理で療養費を受け取る「受領委任制度」が一般的に行われています。受領委任制度では柔道整復師があなたの代わりに健保組合へ療養費の支給申請を行っていますので療養費支給申請書の内容に間違いがないかよく確認をして署名または押印をお願いします。

必要に応じて健康保険組合から被保険者の皆様に照会のご連絡をさせていただきます。
適切な受診をしていただき、医療費の適正化へのご協力をよろしくお願いします。

